

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）の概要

1 制定の趣旨

平成16年の新潟・福島豪雨や平成23年の東日本大震災においては、犠牲者に高齢者や障害者の占める割合が大きく、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっています。

本市では、平成20年から「災害時要援護者名簿」を作成し、災害時における避難支援等にあたることとしております。また、平成22年からは平常時から自主防災組織や町内自治会に個人情報を提供し、地域における避難支援等の体制の構築に努めているところですが、個人情報の提供には、対象者本人の同意が必要であり、個別に同意確認を行っていることから、全市的に情報の提供が進んでいない状況にあります。

そこで、市が保有する「避難行動要支援者※」の個人情報を、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供できるよう条例を制定します。

※避難行動要支援者とは、これまでは災害時要援護者と呼んでいましたが、災害対策基本法において新たに定義づけられた、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいいます。

2 提供する個人情報の対象者

名簿に登載する避難行動要支援者は、次の（1）から（5）までに掲げる者としてします。

このうち、（1）から（4）までに掲げる者については、郵送により名簿に登載したことを通知し、個人情報の提供に関する拒否の意思表示があった場合は、平常時における自主防災組織や町内自治会等への提供をしません。

（1）高齢者

65歳以上の一人暮らし高齢者であって、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている者のうち、要介護2以下・要支援2以下の認定を受けている者

（2）要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者

（3）障害者

ア 身体障害者手帳所持者（重度の障害）

（ア）視覚障害

（イ）聴覚障害

（ウ）肢体不自由

イ 療育手帳所持者（重度又は最重度の障害）

ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

（4）難病患者

ア 特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者

イ 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者

（5）（1）から（4）までに掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定めるもの

3 個人情報の提供先

提供先は、次に掲げるものとします。

- (1) 千葉県警察
- (2) 千葉市社会福祉協議会
- (3) 自主防災組織
- (4) 町内自治会
- (5) マンション管理組合
- (6) その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの

4 提供する個人情報の項目

提供する個人情報は次に掲げるものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由

5 個人情報の適正管理

個人情報を適正に管理するための措置を次のとおり規定します。

(1) 漏えい防止のための措置

市と個人情報の提供を受けようとする自主防災組織や町内自治会等との間で提供する個人情報の取扱い等に関する協定を締結すること。

(2) 安全管理

個人情報の提供を受けた自主防災組織や町内自治会等は、当該提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこと。

(3) 利用・提供の制限

自主防災組織や町内自治会等は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこと。

(4) 守秘義務

自主防災組織や町内自治会等は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならないこと。支援活動を行わなくなった後も、また、同様とすること。

6 今後のスケジュール

- 平成25年 9月 千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）に係る意見公募
10月頃 意見公募実施結果公表
11月 千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）を議会へ提出

※ 条例制定後にシステム改修や意思確認を行うため、個人情報の提供は平成26年10月以降を予定しています。